別表六㈢の記載要領第一一号中「「道府県民税㈠×１％）又は（別表六（三）付表一「28の④」）㈢」」を「「道府県民税㈠×１％）又は（別表六（三）付表一「28の④」）㈣」」に改め、同第一一号中「「市町村民税㈠×６％）又は（別表六（三）付表一「28の⑤」）㈣」」を「「市町村民税㈠×６％）又は（別表六（三）付表一「28の⑤」）㈤」」に改め、同第六号中「「⑿」から「㉝」まで」を「「⒀」から「㉞」まで」に改める。

別表六の一一の表中

| | |
|---|---|
| 「法第144条の２第２項により控除できる金額（別表六（三）「30の②」） | 法第144条の２第２項により控除できる金額（別表六（三）「31の②」） |
| 法第144条の２第３項により控除できる金額（別表六（三）「34の②」）」 | 法第144条の２第３項により控除できる金額（別表六（三）「35の②」）」 |

を　に改める。

別表十七㈡の六の記載要領第一号中「「特別措置法」を「「復興財確法」に改め、「特例等）」の次に「又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和５年法律第69号。第３号において「防衛財確法」という。）第43条第１項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」を加え、同第一一号中「特別措置法第33条第１項」を「復興財確法第33条第１項又は防衛財確法第43条第１項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成一一十一一年財務省令第一一十一一号）の一部を次のように改正する。

別記様式の記載要領第五号中「の規定」を「又は防衛特別法人税に関する省令（令和７年財務省令第31号）第８条第２項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

**附　則**

この省令は、令和八年四月一日から施行する。